

副本

平成30年(ワ)第17960号 境川金森調節池建設差止請求事件

原告 高橋 靖昌 外46名

被告 東京都

答 弁 書

平成30年9月10日


東京地方裁判所民事第35部合A3係 御中


〒163-8001 東京都新宿区西新宿三丁目8番1号

東京都総務局総務部法務課(送達場所)

電話 (03)5388-2519(直通)

FAX (03)5388-1262

被告指定代理人 石 澤 泰 彦 

同 中 村 真 志 

同 黒 田 修 平 

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

1 「第1 はじめに この訴訟の目的」について

(1) 1について

被告が実施する境川金森調節池（以下「本件調節池」という。）建設工事によって原告らの生命・身体・生活環境の安全性が害されるおそれがあることは否認する。主張は争う。

(2) 2記載の事実は、認める。

(3) 3記載の事実について

ア 第一段落について

多摩地区が都区部と比較して土地の利用の程度が低いこと、地下施設が少ないこと及び境川が二級河川であることは認める。

多摩地区においては洪水に対する潜在的な危険性が低いこと、及び境川の流域が主に一般住宅地・農地であること、地下施設がほとんどないことは否認する。

洪水に対する潜在的な危険性は、土地の高度利用や地下施設の多さだけに左右されるものではない。多摩地区の河川においても、建物連担率が8割前後で沿川の土地が高度に利用されていることや市街化が進行している流域が多いことが確認されており（甲2・11、12頁）、ひとたび水害が発生すると甚大な被害につながるおそれがある。

イ 第二段落について

第一文は一般論として認め、第二文は否認する。

近年では、平成20年8月末豪雨での溢水に加え、平成28年8月22日の台風第9号及び平成29年10月23日の台風第21号では、町田市から避難勧告が発令され、一部の箇所においては、氾濫危険水位を超えて護岸の上端まで水位が達するなど、治水対策が喫緊の課題となっている。

ウ 第三段落について

否認する。

都が進める治水対策は、主に河道（流下施設）、調節池（貯留施設）、流域対策（貯留・浸透施設）の三つがあり、それぞれの特徴（効果のほか、経費や工期等の点も含む。）を活かして、相互に補完させつつ実施するものであるから、一の対策がその他の対策に代替するという関係にない。したがって、流域対策が調節池の代替手段となるものではない。

また、境川流域において、公共施設に調整池を設置する等、流域対策は既に一部実施されているし、今後も引き続き実施する予定である。

(4) 4記載の事実について

ア 第一段落について

本件調節池の建設工事において、現場周辺地域内市道をコンクリートミキサー車等の工事用の大型車両が通行することは認め、その余の事実は否認し、主張は争う。

被告は、工事期間（約8年間）の前半部分の土砂掘削・搬出の工程において、当初予定したダンプトラックによる搬出を止めてその代わりにパイプコンベヤを導入して、1日最大約100台の通行を見込んでいた土砂搬出用ダンプトラックの地域内市道の通行を原則ゼロにした（甲7の1・図5～15、甲8の1・図5～15）。工事全体でもダンプトラックの地域内市道の通行を9割削減するとともに（同）、交通誘導員の配置、朝の通勤通学時間帯を避けた工事車両の通行時間帯の設定等の安全対策を講じるものである（甲5の2・図18～23、甲6の1・図17～19）。

イ 第二段落について

本件調節池の整備の工期中（約８年間）、西田スポーツ広場が使えなくなることは認め、その余の事実は不知。主張は争う。

西田スポーツ広場の代替策及び地下水対策については追って述べる。

(5) 5記載の主張は、争う。

2 「第2 河川の治水安全度を向上させるための方法（前提）」について

(1) 「1 雨と洪水と治水」及び「2 治水安全度（計画規模）と計画降雨量（確率雨量）」について

概ね認める。

(2) 「3 堤防の構造」について

ア (1)及び(2)については、概ね認める。

ただし、越流があった場合の冠水時間については、周辺の地形的条件や降雨量によって変わるものであり、一概には言えない。

イ (3)については、第一段落は、堀込構造^{ほりこみ}の河川は、河川の水位が低くなれば、冠水も比較的早く引くことは認め、その余は否認する。

「堀込構造」の河川であっても、越流量によっては甚大な被害をもたらす可能性もあり、「築堤構造^{ちくてい}」の河川に比べて危険性が小さいとはいえない。

第二段落は認める。

3 「第3 境川及び金森調節池建設工事の概要」について

(1) 「1 境川の概要等」について

ア 「(1) 境川の流域」及び「(2) 境川流域の地形」について認める。

イ 「(3) 境川の河川管理者」について

イの表題及び本文に記載されている「鶴瀬橋上流端の上流120mの地点まで」とある部分を「鶴瀬橋上流端の上流120mの地点に設置した標柱まで」に修正の上、認める。

ウ 「(4) 河川整備目標流量と、現状の流下能力」について

(ア) 「ア 上流神奈川県管理区間」については、認める。

(イ) 「イ 被告東京都管理区間」のうち、第一段落は「鶴瀬橋上流端の上流120mの地点」とある部分を「鶴瀬橋上流端の上流120mの地点に設置した標柱」に修正の上認める。

第2段落については否認する。

被告管理区間の現状の流下能力は毎秒150 m^3 であり、毎秒295 m^3 を流下させるだけの河道断面は完成していない。原告が主張する毎秒295 m^3 の流下能力は、都管理区間で河床掘削を行った場合の仮定のものであって、現状の流下能力を示すものではない（甲9の1・図4-2「東京都管理区間で河床掘削した場合の影響」）。

(ウ) 「ウ 下流神奈川県管理区間」については、認める。

(エ) 「エ 小括」については、第一段落の「河川整備（河道断面の確保）」とある部分を「護岸整備」に修正の上、認める。

エ 「(5) 境川における主な洪水」について

(ア) ア記載の事実は、認める。

(イ) イ記載の事実のうち、被告が、被告管理区間における洪水被害として、平成20年8月末豪雨を挙げていること、平成20年8月末豪雨における水害の発生場所は、森野橋上流と上鶴間橋下流であって、いずれも本件調節池より上流であること、平成28年8月台風9号では、溢水が生じていないことは認め、その余は否認する。

本件調節池を整備すれば、本件調節池よりも上流部で河床掘削ができ、その分だけ上流部の流下能力の向上を図ることができるため（甲4の

1・図2)、本件調節池より上流部で発生する災害を軽減することができる。

なお、平成28年8月台風9号では河川からの溢水は発生していないものの、内水による浸水（河川の水位が増して、雨水が河川に流れ込めず、あたり一帯に滞水する現象）が生じている。また、一部の箇所において氾濫危険水位を超えて護岸の上端まで水位が達しており、溢水による水害も発生する危険性が高い状況にあった。

(2) 「2 境川金森調節池計画の概要」について

ア 「(1) 被告東京都の河川整備目標」について

概ね認める。

ただし、第二段落の第一文は、境川だけではなく多摩地域における記述である。

イ 「(2) 境川金森調節池計画の概要」について

本件調節池の貯留量約15万 m^3 が、雨量にして1 mm/h 分であることは否認し、その余は概ね認める。

そもそも、貯留量を雨量に換算することはできない。

金森調節池より下流区間に流入する陸地からの雨水のうち、河道の能力を超える部分をあらかじめ調節池で取水し、水位を低下させることで、都県境までの区間の浸水被害を軽減することができ、その整備効果は概ね5 mm/h となる（甲9の1「4-3. 当面の金森調節池の効果」）。

ウ 「(3) 境川金森調節池工事の計画の概要」について

概ね認める。

なお、総事業費や工程計画は平成29年度末のものであって、現時点の総事業費は227億円、完成は平成37年度を予定している。

4 「第4 境川金森調節池の必要性及び公共性の欠如」について

(1) 「1 境川の河川構造や流域状況からして、洪水被害は限定的であること」について

ア 「(1) 河川整備の具体的な内容は、各河川の実情に合致したものでなければならぬ」について

(ア) ア記載の事実は、認める。

(イ) イ記載の事実について

第一段落は、被告の都区部においては、土地の高度利用が進み資産が集積しており、地下施設も数多くあることから洪水に対する潜在的な危険性が高いことは認め（ただし、後述のとおり、多摩地区の洪水に対する潜在的な危険性が低いことを認めるものではない。）、その余は否認する。

第二段落は、水害の事例や調節池の効果が、都区部におけるもののみであることは否認する。

最終報告書記載の時間50ミリを超える実績降雨の中には、境川も含め、多摩地域の洪水も含まれており（甲2・18頁）、多摩地域にも被害のあった狩野川台風での被害も解消されるとされている（同・59頁）。

(ウ) ウ記載の事実について

第一段落は、多摩地区は、都区部との比較においては、土地の高度利用が進んでおらず、地下施設も多くないことは認め、その余は否認する。

第2.1(3)アで述べたとおり、洪水に対する潜在的な危険性は、土地の高度利用や地下施設の多さだけに左右されるものではなく、多摩地区の河川においても、沿川の市街化が進行していること等から、ひとたび水害が発生すると甚大な被害につながるおそれはある。

第二段落は、第一文は一般論として認め、第二文は否認する。

第2.1(3)イで述べたとおり、近年では、平成20年8月末豪雨での溢水に加え、平成28年8月22日の台風第9号及び平成29年10月

23日の台風第21号では、一部の箇所においては、氾濫危険水位を超えて護岸の上端まで水位が達するなど、治水対策が喫緊の課題となっている。

イ 「(2) 境川は『掘込構造』の河川であること」について

境川が掘込構造の河川であることは認め、その余は否認する。

掘込構造の河川であっても、降雨量によっては被害が流域地域に拡大する危険性はある。

また、境川において河道の水位が一気に上昇している例もあり（平成20年8月豪雨では、30分で2.5メートル水位が上昇し溢水している）、降雨によっては、溢水後一気に水深が増加する可能性もある上、避難にかかる時間は一様ではないため十分確保できるとはいえない。

したがって、掘込構造の河川において人命にかかわるような洪水被害の危険性がないとはいえない。

ウ 「(3) 境川における過去の洪水被害も限定的であること」について

(ア) 第一段落について

否認する。

(イ) 第二段落について

第一文は認め、第二文は否認する。

平成20年8月豪雨で床下浸水や床上浸水があったのは、本件調節池上流であるが、危険な箇所は都管理区間全域に広く分布しており、雨の降り方によってはどこで水位が上昇してもおかしくない状況にある。

また、本件調節池が建設されれば、上流区間の河床掘削が実施できるようになり、その分だけ上流部で発生する洪水被害を緩和することができることはもちろん、下流部の被害を軽減する効果もある。

(2) 「2 他に有効な代替手段があること」について

ア 「(1) 他に総合治水対策という有効な代替手段がある」について

- (ア) 第一段落については、「境川」を「多摩地域」に修正の上、認める。
- (イ) 第二段落は認める。
- (ウ) 第三段落については、流域対策の工事が、流域のどこからでも実施することができ、工事した量に応じて直ちに効果が発揮されることは認め、その余は否認する。

第2.1(3)ウで述べたとおり、流域対策は調節池の代替手段となるものではない。

- (エ) 第四段落は、否認する。
- (オ) 第五段落は、否認ないし争う。

イ 「(2) 最も優先されるべき施策は河道断面の掘削である」について

- (ア) 第一段落については、「河川改修工事」を「護岸整備」に修正の上、認める。河川改修工事には河床掘削も含まれるところ、前述のとおり都管理部分では河床掘削は行われていない。
- (イ) 第二段落については、「30ミリ」を「30ミリ程度」に修正のうえ、認める。
- (ウ) 第三段落については、概ね認める。

ただし、正確には、被告は、境川の河道断面を50mm/hの降雨量に対応できるよう整備したわけではなく、50mm/hの降雨量に対応できる護岸整備をし、河床を30mm/hの流下能力になるように暫定整備をしたものである。

- (エ) 第四段落については、下流地域の整備を進めて流量調整を解除すれば、20mm/hの降雨量増に対応できることは認め、その余は否認する。

下流神奈川県管理区間の整備は、神奈川県により整備が進められているところであるが、整備延長がまだ二十キロメートルにわたって整備しなければならないため、神奈川県によれば30年程度の期間を要する(甲9の2)。そのため、境川では将来、時間雨量概ね65ミリの降雨に対応

する調節池を先行整備することで都管理区間の治水安全度の早期向上を図ることとした（甲1・25頁）。

(オ) 第五段落は争う。

(3) 「3 地域住民の安全を守るための工事でも、地域住民の合意のもとに進めなければならないこと」について

ア 「(1) 境川金森調節池建設による治水安全性の向上よりも、建設工事に伴う弊害の方がはるかに大きいこと」について

(ア) 第一段落中、第一文は概ね認め、第二文は、地域の一部の住民が反対していることは認めその余は不知。

(イ) 第二段落は不知。

(ウ) 第三段落は否認する。

ひとたび河川が氾濫し、洪水被害に遭えば、付近住民の生命・身体・財産に甚大な危険が及ぶことは昨今の西日本豪雨を見ても明らかである。

(エ) 第四段落は不知。

イ 「(2) 境川金森調節池建設決定の過程の情報公開は不十分であり、地域住民の意見が聞かれていないこと」について

(ア) 第一段落は認める。

(イ) 第二段落は否認する。

境川水系河川整備計画には、下流神奈川県管理区間（藤沢橋付近の狭窄部）の河道整備が困難である理由として、住宅等が連担していることが記載されている（甲1・23頁）。そして、かかる河川整備計画策定過程においては、意見募集（パブリックコメント）が実施されており、その前提として、計画原案が被告のホームページ等で一定期間公開されていた。

(ウ) 第三段落のうち、第一文は認め、第二文は否認する。

町田市議会での請願の採択後、都は、町田市から、基本協定は凍結し

ない旨の方針について報告を受けるとともに、丁寧な情報提供と説明会の開催について要請を受けた。

これを受けて、都は、請願採択を受けた町田市の方針及び要請を尊重し、境川の浸水被害軽減に向けて調節池事業を推進するとともに、地元の理解を得るため、引き続き地元説明会の開催や、地域の小学校等への説明を実施している。

(エ) 第四段落は争う。

5 「第5 境川金森調節池建設工事によって、原告ら周辺住民には、生命、身体、環境の安全性が害されるおそれがある」について

(1) 「1 原告ら周辺住民が被る損害・不利益」について

ア 「(1) 本件周辺地域は良好で平穏な住宅街であること」について

第1段落及び第2段落は概ね認め、第3段落、第4段落は不知。

なお、当該建築協定は、「協定区域内における建築物」に係る協定であることを付言しておく。

イ 「(2) 本件工事により予想される損害・不利益」について

(ア) 第1段落については、本件調節池工事が、西田スポーツ広場を掘り下げる工事であること、土砂をショベルカーで掘り起こし搬出することは認め、その余は否認する。

土留壁については地下約34メートル地点まで設置するが、掘り起こすのは地下約23メートルである。

また、第2.1(4)アのとおり、工事期間は約8年であり、土砂は基本的にはパイプコンベヤによる搬出としている。

さらに、騒音振動の測定を実施し、規制値以内での作業を行うとともに、粉塵等についても可能な限り配慮して行うこととしている(甲8の1・参考資料20ないし22、26)

なお、土工量は約30万m³であり、比重1.65トン/m³とすると約50万トンである。

- (イ) 第2段落については、本件工事に伴い、西田スポーツ広場の周辺地域に工事車両が通るようになることは認め、その余は否認する。

工事車両が通ることにより、現状よりは交通量が多くなるものの、交通誘導員の配置、通行の時間設定や情報共有を行い、交通事故の危険性が高くなるよう実施する(甲8の1参考資料13、23ないし25)。

なお、ルート2における工事車両通行区間約900メートルのうち、片側歩行区間は約510メートルであり、約390メートルは両側歩道区間となっている。

- (ウ) 第3段落については、事故の概要については認める。

なお、事故のあった鶴間橋北交差点は、建設資機材等の搬出入の通行ルートにはなっているが、原則土砂の搬出ルートとはなっていない。

- (エ) 第4段落については、周辺地域を大型工事車両が通ることが危険な状態であることは否認し、その余は認める。

大型工事車両が通行しても危険な状態とならないよう、交通誘導員の配置、速度規制や時間指定をして通行する等の安全対策を徹底する(甲8の1参考資料13、23ないし25)。

- (オ) 第5段落については、本件建築協定区域において車道の幅が5.9メートル以上であることは認め、その余は否認する。

土砂、資機材の搬出入にあたっては、大型工事車両の相互通行をしないルール設定や交通誘導員の配置など安全対策を講じるため(甲8の1参考資料13、23ないし25)、緊急車両が通れないという事態は生じない。

仮に、大型工事車両による搬出入中に緊急車両が通ることとなった場合であっても、緊急車両(はしご車等)は大きくても全幅2.5メー

ルを超えるものではなく、相互通行が不可能といった事態は想定されないものであるから、緊急車両が通行できない状態にはならない。

なお、現地での交通量調査により、ダンプトラックが出入りした場合も渋滞が発生しないことを確認している（甲8の1「13. ダンプトラックの出入りについて」）。

(カ) 第6段落については、不知。

ただし、上記のとおり、住環境に配慮して工事を行うこととしている。

(2) 「2 こぼと保育園及び園児が受ける損害・不利益」について

ア 第1段落については、認める。

イ 第2段落及び第3段落については、こぼと保育園が西田スポーツ広場を園庭代替地とした上で認可されていること、西田スポーツ広場が保育園行事の会場となっていること、こぼと保育園が西田スポーツ広場に倉庫を設置していること、職員駐車場として利用していることは認め、その余は不知。

ウ 第4段落については、本件事業により、園児が西田スポーツ広場を利用できなくなることは認め、騒音等により保育環境を脅かすことは否認し、その余は不知。

本件事業は、防音パネルの設置等により騒音及び振動対策を徹底しており（甲4の1・15、甲9の1参考資料21）、また、大型工事車両による搬出入ルートは、ルート①、ルート②いずれもこぼと保育園に接する道路の通行は予定しておらず、パイプコンベヤのルート③も西田スポーツ広場の反対側から当該反対方向に進むものであるから、騒音等によるこぼと保育園への影響は、当該事業に係る最低限のものとなる（甲8の1・5、参考資料20ないし22）。

エ 第5段落については、事故の概要については認め、その余は否認する。

安全対策を徹底することは5(1)イ(イ)のとおりである（甲8の1参考資

料13、23ないし25)。

オ 第6段落については不知。

なお、第2. 1(4)アのとおり、工事期間は約8年間である。

カ 第7段落については争う。

(3) 「3 農業者が受ける損害・不利益」について

ア 第1段落及び第2段落については、本件工事が地下を掘り起こすものであること、本件周辺地域において昭和42年頃に川幅を広げる工事をしたことは認め、その余は否認ないし不知。

5(1)イ(ア)のとおり、本件工事で掘り起こすのは地下約23メートルである。

イ 第3段落については、本件周辺地域には、畑が存在しており農業に従事している者がおり、ハウス栽培をしている者がいることは認め、その余は不知。

ウ 第4段落及び第5段落については、否認ないし不知。

地下水対策として、事前に地質調査を実施した上で、遮水性の高い土留壁を設置することにより、地下水低下等の影響が最小限になるように事前の対策を講じている。また、既に周辺の井戸の状況を把握するために井戸分布調査を実施しており、工事完了後まで工事現場周辺の地下水の水位等の観測も実施する。万が一、井戸が枯渇した場合には、調節池工事との因果関係を調査し、工事に起因する場合には適切に補償する(甲6の1・22)。

(4) 「4 西田スポーツ広場が使用できないことによって、原告らが被る著しい損害」について

ア 第1段落及び第2段落については、概ね認め、第3段落ないし第4段落については不知。

イ 第5段落については、代替施設の確保が困難であることは否認し、その

余は不知。

近隣小中学校の学校開放制度等を利用することは可能であるし、また、都はこれまで、西田スポーツ広場が使えなくなる利用者の負担を少しでも軽減するため、調節池周辺の20を超える企業や学校等のグラウンドの利用について、所有者と調整を重ねており、その結果、平成30年8月上旬から約1年半の期間は東京女学館大学跡地のグラウンドを暫定利用でき、平成31年末頃からは鶴間公園の広場やグラウンドが利用可能となる見込みとなっている。

ウ 第6段落については概ね認める。

エ 第7段落中、利用者数については不知。その余は否認する。

オ 第8段落については否認ないし不知。

なお、第2. 1(4)アのとおり、工事期間は約8年間である。

6 「第6 本件工事は差し止めるべきこと」

争う。

第3 被告の主張

追って、準備書面にて行おう。

第4 求釈明

原告らの立場及び被侵害利益等不明瞭であるので、以下の点について釈明を求めらる。

1 こばと保育園関係

(1) 原告らの中に、こばと保育園関係者（理事者等）がいるのか否か。

(2) (1)で関係者がいる場合には、当該原告について、本件調節池建設工事によって、どのような権利利益が侵害されるおそれがあると主張するものか。

- (3) 原告らの中に、こぼと保育園の通園者又はその保護者がいるのか否か。
- (4) (3)で当該通園者又は保護者がいる場合、当該原告について、本件調節池建設工事によって、どのような権利利益が侵害されるおそれがあると主張するものか。

2 農業関係

- (1) 原告らの中に、営農者はいるのか否か。
- (2) 営農者がいる場合は、営農場所（田畑、ビニールハウス等の所在地）、栽培作物の種類、利用しているかんがい施設（井戸等）の有無。
- (3) 営農者は、本件調節池建設工事によって、どのような権利利益が侵害されるおそれがあると主張するものか。

3 西田スポーツ広場関係

- (1) 原告らの中に、西田スポーツ広場を使用する者はいるのか否か。
- (2) (1)の場合、どのような形態での使用であるか。
- (3) 当該使用者は、本件調節池建設工事によって、どのような権利利益が侵害されるおそれがあると主張するものか。

附 属 書 類

1 代理人指定書

1 通